

!!!
扶養の要件を
満たしていますか？

被扶養者の収入状況に 注意してください！

本組合で毎年実施している資格継続調査において収入額の超過により扶養の取消を行う事象が多数発生しています。被扶養者の方の収入状況については組合員の方が常に把握して、扶養要件を満たしているかどうかの確認をしてください。

資格継続調査時に扶養要件を満たしていないことが判明し、遡及して扶養の取消となった場合には、医療費の返還や他保険への加入が必要となる等、組合員の方の負担が増えることとなります。

そのようなことにならないように常に被扶養者の方の収入を把握してください。

被扶養者の方について確認してください

- 就職したのに扶養の取消手続きを忘れてはいませんか？
(自動的に被扶養者認定は取消にはなりません。)
- 1月や4月等で契約条件が変更（時給の上昇や勤務日数の増加）
となっていませんか？
- 春休みや夏休みの長期休暇でアルバイトの日数や1日の時間が
いつもより増えていませんか？

※また、扶養の取消を行う際には、本組合の被扶養者証の返却もお忘れなく。



仕送り要件が変更になっています。

別居の方を扶養する場合には、仕送りが必要となっていますが、その仕送りの要件が本年1月より変更となっています。

仕送りの要件を満たしていない場合には、扶養の取消となることから、次の3点に注意して仕送りを行ってください。



- 1 一人分の1ヵ月の仕送り額が
世帯収入 \div 2 \div 世帯人数 \div 12から
世帯収入 \div 世帯人数 \div 12に変更となっています。
- 2 仕送りの最低額が35,000円から50,000円になっています。
- 3 毎月の仕送りが必要になっています。

例

別居の年間120万円の収入のある父と年間30万円の収入のある母を扶養に入れている方の仕送り額を昨年12月までと本年1月とで比較します。

変更前

1人分仕送り額：

$$120万 + 30万円 \div 2 \div 2 \div 12 \\ = 31,250円 < 35,000円$$

$$35,000円 \times 2 = 70,000円$$

→70,000円を毎月振り込むのではなく、偶数月に140,000円の仕送りを行っていた。

変更後

1人分仕送り額：

$$120万 + 30万円 \div 2 \div 12 \\ = 62,500円 > 50,000円$$

$$62,500円 \times 2 = 125,000円$$

→125,000円の振り込みを毎月行う。

※仕送りについては、銀行振り込み等客観的に仕送りが行われていることを確認できる形で行うこととし、手渡し等客観的に確認ができないものについては、例え毎月必要額を仕送りしていても、本組合において確認ができないことから仕送りとして認めることができませんのでご注意ください。